

議案第77号

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、市道の道路占用料の見直しに準じ、法定外公共物に係る使用料を改めるため及び道路法の一部を改正する法律の施行により自動運行補助施設が占用物件に加えられたため、本条例の一部を改める必要があるからである。